⑵　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後、３年以内の定めた期間を経過していない者又は代理人、支配人その他の使用人として使用する者
①　契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは役務の提供を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑥　その他、研究所に不正な行為をした者
⑦　前各号の一の規定により一般競争に参加できないとされている者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

6　競争参加者の資格及び審査
⑴　競争に参加できる者の資格審査は、審査項目ごとの実数に基づき附与数値を算定し、その合計点をもって行う。
⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記の区分に基づいて格付けする。

7　資格審査結果の通知
「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を郵送します。

8　申請内容の変更
申請後に次の事項（①～③）に変更が生じた場合は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」を速やかに提出して下さい。
①住所　②商号又は名称　③代表者の氏名

9　その他
⑴　「物品の製造等」に係る競争契約参加資格を得ようとする者で、令和７年度以降の国（中央省庁）の統一資格（「全省庁統一資格」）を得ている者又は得ようとする者は、この公示するところによる申請の必要はありません。国の統一資格の資格審査結果通知書の写しを提出していただくことにより認定があったものとします。
⑵　当研究所で認定された競争契約参加資格では国（中央省庁）の統一資格の有資格者にはなれません。

【別記】
資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲
〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　物品の製造等
ア　物品の製造
①　90点以上：A
80点以上90点未満：B
55点以上80点未満：C
55点未満：D
②　Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満
イ　物品の買入れ、役務の提供等
①　90点以上：A
80点以上90点未満：B
55点以上80点未満：C
55点未満：D
②　Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満
ウ　物品の売払い
①　70点以上：A
50点以上70点未満：B
50点未満：C
②　Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満

競争参加者の資格に関する公示

国立研究開発法人理化学研究所の2025・2026年度における建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年１月20日
国立研究開発法人理化学研究所
契約業務部長　星野　聡

◎調達機関番号　814　◎所在地番号　11

1　申請の業種区分
⑴　建設工事
⑵　設計・コンサルティング業務

2　申請書の受付期間
令和７年２月３日～令和７年２月28日（当日消印有効）までとする。
なお、その後においても随時受け付けますが、資格決定の時期が遅れます。

3　参加資格の申請
⑴　申請書の入手方法
インターネットにより、当研究所のホームページhttp://www.riken.jp/にアクセスし、【一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）】を出力して下さい。
⑵　申請書の提出方法
申請書に次の書類（以下「添付書類」という。）を添え、申請窓口に郵送による申請とする。
国立研究開発法人理化学研究所の全ての事業所の共通資格となります。
申請窓口は以下のとおり。
国立研究開発法人理化学研究所
〒351―0198 埼玉県和光市広沢２―１　契約業務部契約第１課　電話：050―3500―7290
ア　建設工事の申請の場合
㋐一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）　㋑営業所一覧表　㋒総合評定値通知書の写し　㋓納税証明書の写し　㋔委任状（行政書士等が申請する場合又は経常建設共同企業体の場合）　㋕経常建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合）　㋖誓約書（経常建設共同企業体の場合）
イ　設計・コンサルティング業務の申請の場合
㋐一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）　㋑測量等実績調書　㋒技術者経歴書　㋓営業所一覧表　㋔登記簿謄本又は抄本　㋕業務に関し法律上必要とする資格の証明書の写し　㋖財務諸表類　㋗納税証明書の写し　㋘委任状（行政書士等が申請する場合）
⑶　申請書等の作成に用いる言語及び通貨
ア　申請書及び財務諸表は日本語で作成すること。なお、その他の書類を外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
⑷　申請に関する照会先
申請窓口に同じ。

4　資格の有効期間
資格認定の日から、令和９年３月31日までとする。

5　資格及び審査
⑴　資格審査は、審査項目ごとの実数に基づき附与数値を算定し、その合計点をもって行う。
⑵　資格は、前記⑴の合計点により当研究所の区分に基づいて格付けする。

6　資格審査結果の通知
「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を郵送します。

7　その他
⑴　「建設工事、設計・コンサルティング業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者で、文部科学省の資格を得ている者又は得ようとする者は、この公示するところによる申請の必要はありません。文部科学省の資格審査結果通知書の写しにより競争に参加できるものとします。
⑵　当研究所で認定された一般競争（指名競争）参加資格では文部科学省の資格及び国（中央省庁）の統一資格の有資格者にはなれません。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年１月20日
法務省大臣官房会計課長　村松　秀樹

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第31号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　借入物品及び数量　次期地図情報システムへの更改に係るクラウドサービスの提供等　一式